

令和
5
年度

家庭ごみ分別収集カレンダー

ごみ減量化に
ご協力ください。ごみは、必ず**当日の朝8時30分**までに**ごみステーション**へ出してください。

B地区	収集対象地区	粗大ごみ
B-1グループ	新町	第1火曜日
B-2グループ	田口・板坂・桜	第2火曜日
B-3グループ	長野・神谷・西谷・高橋	第3火曜日
B-4グループ	西治	第4火曜日

※粗大ごみは地区を4グループに分けて月1回収集します。

ごみの種類	収集日
可燃ごみ	毎週月・木曜日
古紙(新聞紙・雑誌類・ダンボール)	第1水曜日
不燃ごみ	第2水曜日
ペットボトル	第3水曜日
空カン・空ビン	第4水曜日
プラスチック製容器包装	毎週金曜日
ミックスペーパー	第1・3金曜日
粗大ごみ・蛍光灯・乾電池	指定火曜日

4月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	*	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月						
日	月	火	水	木	金	土
*	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	*	*	*

6月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	*

7月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	*	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

8月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	*	*

9月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	*	*	*	*

11月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	*	*

12月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和6年 1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	*	*	*

2月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	*	*

3月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

★年末年始のごみ収集について・12月31日から1月3日までごみの収集はありません。12月29日、30日、1月4日は可燃ごみの全町収集日です。

1月は収集日が変則になっていますのでご注意ください。

区分	ごみの分け方	ごみの出し方
可燃ごみ (燃えるごみ)	台所ごみ プラスチック製品 50cm程度以下の小型ごみ	●台所ごみなどの生ごみは水切りネットなどで水をよく切ってください。 ●プラスチック製のおもちゃなどのプラスチック製品は、プラスチック容器包装ではなく可燃ごみで出してください。
不燃ごみ (燃えないごみ)	ガラス・陶器 金属類 小型家電製品 50cm程度以下の小型ごみ	●家庭用カセットボンベやスプレー缶などの爆発する恐れのあるものは、必ず穴を開けてガスを抜いてください。 ●ガラス片や刃物などの危険なごみは、新聞などに包み、入っているものをごみ袋にマジックで書いてください。
資源ごみ	ペットボトル 空カン 空ビン 新聞紙 雑誌類 ダンボール プラスチック製容器包装 ミックスペーパー 紙類	●ペットボトル識別表示マークがついているものを出してください。 ●ラベル、キャップは外して、プラスチック製容器包装に分別してください。(キャップリングは、はす必要はありません。) ●ふたやキャップは外して、プラスチック製のものにはプラスチック製容器包装で、金属製のものには不燃ごみで出してください。 ●容器の中はさっと水洗いして、空カンは別々の袋に入れてください。貼ってあるシール類まではがす必要はありません。 ●種類別に分けてひもで十字に縛ってください。 ●折り込みチラシは、新聞紙と一緒に縛ってください。 ●雑誌類は、本、マンガ、週刊誌、辞書、カタログ等です。 ●分別の対象は、プラスチック製の容器、包装のみです。 ●プラスチック製容器包装識別表示マークのついているものを出してください。 ●食品などの内容物が付着して汚れが取れないものは可燃ごみで出してください。 ●プラスチック製のおもちゃなどのプラスチック製品は可燃ごみです。 ●分別の対象は、紙製の容器、包装などです。 ●紙製容器包装識別表示マークがあるものと、マークはなくてもリサイクル可能な紙(コピー用紙等)を出してください。 ●買入物袋やもらい物の紙袋に入れてください。
粗大ごみ (大型ごみ)	家電製品 家具類・衣類 自転車類 蛍光灯・乾電池 水銀体温計 50cm程度以上の大型ごみ	●右の処理可能寸法を(可燃性 巾140cm×高90cm×長200cm以下のもの)確認してください。(不燃性 巾90cm×高90cm×長180cm以下のもの) ●テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾衣乾燥機は収集できません。購入店(販売店)に引き取ってもらうてください。 ●ポリタンクや石油ストーブの燃料などは、必ず空にしてください。 ●重さ50kg以上の粗大ごみは、直接くさかクリーンセンターへ搬入してください。 ●粗大ごみの日にステーション内の専用のかごに入れてください。蛍光灯は箱や紙などに包まずそのまま出してください。電球(白熱、LED)は不燃ごみです。 ●ボタン電池、リチウム電池は電気製品販売店等の回収ボックスへ。

町指定ごみ袋販売所
●アグロ福岡店 ●アルカドラッグ福岡店 ●イセシヤ福岡駅前店 ●キリン堂福岡店 ●コスモ福岡店 ●ゴダイドラッグ福岡店 ●ファミリーマート福岡南インター店 ●ナンバ福岡店 ●マエダストア ●フレッシュバザール福岡店 ●ボンマルシェ福岡店 ●マルイ福岡店 ●ユニック ●ライフ福岡店 ●ふくふくまる(移動スーパー)
使用済小型家電回収BOXをご利用ください
【対象】35cm×20cm以下の小型家電 【設置場所】●役場庁舎・文化センター・八千穂研修センター ●図書館・ライフ福岡店

宅配便回収サービス (パソコン・家電製品)
町と協定を締結した事業者が、パソコンや家電製品の宅配便回収を実施しています。※詳細は協定事業者・リネットジャパンリサイクル株式会社ホームページをご覧ください。 (https://www.renet.jp)

補助金
集団回収にご協力ください
子ども会・PTAなどの各種団体が行う資源ごみの集団回収に対して、奨励金を交付しています。リサイクルにご協力をお願いします。
ごみ減量化機器購入の助成について
ごみ減量化対策のひとつとして、ごみ減量化機器の購入者に補助金を交付しています。ごみの減量化にご協力をお願いします。
○生ごみ処理機(電気式) 購入金額の1/2 ※1世帯1基まで(補助限度額 20,000円) ○生ごみ処理機(電気式) 購入金額の1/2 ※1世帯2基まで(補助限度額 2,500円)
(注) 過去5年以内に、この補助を受けた方は対象となりません。

家屋解体に伴うごみ(埋立ごみ・廃木材)の搬入手続について ※業者に委託した場合を除く
業者に委託せず、個人が自らの手で行った一般家屋(納屋・カーポート等含む)の解体(リフォームを含む)により発生した埋立ごみ(瓦・レンガ・ブロック・コンクリート片など)は、くさかクリーンセンター及び大貫不燃物中継基地にて有料で受け入れています。廃木材はくさかクリーンセンターでのみ有料で受け入れています。 ※業者の解体により発生した埋立ごみ等は、産業廃棄物となりますのでくさかクリーンセンターや大貫不燃物中継基地では受け入れられません。
【受入基準】
●埋立ごみ ●燃えるもの(木くずなど)や金属類を含まないこと ●飛散や汚水を垂れ流さないような措置(水切り等)を行うこと ●20cm程度以下(ブロックが穴が開いていない程度)に破砕していること ●搬入者自ら(または家族)が車両を運転(または乗車)して搬入すること ●廃木材 ●太さ60cm×長さ150cmまで(受入はくさかのみ)
【くさかクリーンセンターへの持込について】
所在地 姫路市夢前町宮宿803 電話 079-335-3670 受付日 月曜日～金曜日 時間 8:30～12:00 13:00～16:30 車 両 最大積載量3トン以下 ①地区区分に証明済の「一般廃棄物処理(投資)申請書」(黄色)をもらう ②申請書を持って、役場で「一般廃棄物処理申請書」と「処理手数料減免申請書」の交付を受ける ③役場で交付された2種類の申請書を持って、くさかクリーンセンターへごみを持込する 料 金 10kg毎に30円(減免後の額、通常は10kg毎に100円) 【大貫不燃物中継基地への持込について】 電話 22-4072 受付日 土・日・月曜日(3日/週) 時間 8:30～12:00 13:00～17:00 車 両 軽自動車のみ 料 金 1,100円/台 ①地区区分に証明済の「一般廃棄物処理(投資)申請書」(白色)をもらう ②申請書を持って、大貫不燃物中継基地へごみを持込する

町が収集しないごみ(ごみステーションには出せません)
処理困難物など
●設備上処理できないもの ・可燃性 巾140cm×高90cm×長200cmを超える物 ・不燃性 巾90cm×高90cm×長180cmを超える物 ●処理不適合物など ワイヤーロープ類・タイヤ・H鋼類・自動車・自動二輪車(原付「分解した部品」を含む)・電線・電線束・焼却灰・ミシン(業務用)・ステンレス製バス・エンジン・大型農機具・動物の死体・パンコン ●家電リサイクル対象機器など エアコン(室外機含む)・テレビ(液晶・プラズマ式を含む)・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機→購入店(販売店)へ ※判断に迷った場合は、町住民生活課環境対策係、または、くさかクリーンセンターにお問い合わせください。
引越など多量ごみ
1個当たり50kg以上の重量物や、引越で多量に出されるごみ。 処理方法① 役場で「処理手数料減免申請書」の交付を受ける。 月曜日～金曜日 8:30～12:00 月曜日～金曜日 13:00～16:30 処理方法② 町の認めた収集業者に依頼する(有料)。
事業活動によるごみ
事業活動によるごみは、法律により自らの責任において処理することが義務付けられています。町の認めた業者に収集を依頼してください(有料)。

くさかクリーンセンター 受入基準
○剪定くず、草、廃木材 ●袋に入らずに搬入される場合(荷台に平積み等)は、10kg毎に100円の手数料が必要です。手数料の減免を受けるには、町の燃えるごみ専用袋(赤色)に入れて、役場で「処理手数料減免申請書」の交付を受けてください。 ●搬入できる大きさは、幅(太さ)60cm以下、長さ150cm以下です。それを超える場合は切ってください。 ●搬入可能車両は、最大積載量3t車以下です。 ●ビニール袋や空カン等のごみを混入させないでください。(堆肥として再利用が困難となります。) ●伐採、伐間(幹が10本を超える場合など)で発生したもの及びそれに類するものは搬入できません。 ●抜根くずは搬入できません。 ●生木でも構いません。 ●草については、できる限り剪定後持ちこたせずそのまま搬入してください。多量に腐った草を搬入された場合、受入をお断りする場合があります。(機械での破砕処理が困難なため。) ●飛散させないようシートで覆う等して搬入してください。 ●病害虫駆除(病害菌の排除)を目的に発生した剪定くずは、受入できません。 ○その他の家庭ごみ 運転免許証などの身分証明書を持参し、役場で「処理手数料減免申請書」の交付を受けてください。 「処理手数料減免申請書」がない場合は10kg毎に100円の手数料が必要です。左記のごみの分け方を参考に分別して搬入してください。

●お問い合わせは…福岡町住民生活課 ☎22-0560(代表) 又はくさかクリーンセンター ☎079-335-3670

ごみの分別・受入れについては福岡町のホームページ(<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>) 又はくさかクリーンセンターのホームページ(<http://www.yumetv.jp/~kuresaka/>) をご覧ください。

※処理手数料や補助金の額については、作成時(令和5年3月現在)の金額です。

VEGETABLE OIL INK 環境にやさしい植物油インキを使用しています